

障害者福祉課
子ども政策課
子ども若者支援課
保 育 課
子ども家庭支援センター
児 童 相 談 課

保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業の実施について

区内の保育所等へ子どもの性被害防止対策に係る物品を配置し、子どもの人権を最優先に守る環境を整備します。

1 概要

区は「子どもの権利条約」を踏まえ、子どもの人権に配慮した保育の充実を図り、子どもの安全を守るため、令和6年1月から不適切保育の相談窓口を設置するとともに、同年4月から各区立認可保育園に「子どもの人権ファシリテーター」を育成する事業を開始しました。

また、保育等の現場において、子ども・若者が性被害に遭う事案が後を絶たない現状等を踏まえ、子ども・若者の性被害防止対策として、国は、令和5年度補正予算において、「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金」を整備しました。

このような状況を踏まえ、区は、区内の保育所等において子どものプライバシー保護及び性被害防止対策を図り、子どもの権利擁護のための環境整備を更に推進するため、保育所等における性被害防止対策に係る設備等の支援を行います。

2 事業内容

(1) 区立施設等

以下の物品を必要な数量配置します。

- ア 保育等記録用のカメラ（移動式）
- イ パーテーション（子どもの着替え時に使用）

(2) 民間施設

施設がパーテーション、簡易扉、簡易更衣室、人感センサーライト及びカメラ等の設備購入や更新を行うための経費を、区が補助します。

【補助上限】 1施設当たり10万円まで

【補助率】 3/4

(3) 実施施設等

ア 認可保育園等 計139か所^{※1}

- ① 区立認可保育園 (22か所)
- ② 私立認可保育園 (50か所^{※1})
- ③ 認定こども園 (1か所)
- ④ 地域型保育事業 (5か所^{※1})
- ⑤ 認証保育所 (14か所^{※1})
- ⑥ 港区保育室 (9か所)
- ⑦ 病児・病後児保育室 (6か所)
- ⑧ みなとこども誰でも通園事業 (1か所)
- ⑨ 認可外保育施設 (31か所^{※1}。居宅訪問型を除く)

イ 子育て支援事業 計15か所

- ① 子育てひろばあっぱい (8か所)
- ② みなと保育サポート事業 (5か所)
- ③ 子育てひろば「あい・ぼーと」あおぼ (1か所)
- ④ みなと子育て応援プラザ Pokke (ぽっけ) (1か所)

ウ 児童厚生施設等 計17か所^{※2}

- ① 児童館 (4か所)
- ② 学童クラブ (1か所^{※2})
- ③ 放課GO→クラブ (5か所^{※2})
- ④ 子ども中高生プラザ (6か所)
- ⑤ 児童高齢者交流プラザ (1か所)

エ 社会的養護関連施設 計3か所

- ① 一時保護所 (1か所)
- ② 乳児院 (2か所)

オ 障害児関連事業 計37か所

- ① 障害児通所支援事業所 (23か所)
- ② 障害児相談支援事業所 (14か所)

※1 民間施設 (②、④、⑤、⑨) は、補助金申請の意向がある施設のみ計上

※2 新たに物品配置が必要な施設等のみ計上

3 事業規模

21,070千円

4 今後のスケジュール (予定)

令和6年7月	令和6年第2回港区議会定例会 (補正予算案の提出)
8月以降	区立施設及び区事業で使用する物品の購入 民間施設への補助金周知及び申込受付開始 以降随時補助